

令和2年度第1回三種町特別職報酬等審議会会議録

日時 令和3年2月8日(月)  
午前10時～午前11時24分  
場所 三種町役場第1会議室

出席者

審議会	会長	牧野 三千雄
	委員(会長職務代理者)	畠山 篤美
	委員	宮田 ミチ
	委員	三浦 基英
	委員	渡部 整悦
	委員	成田 隆道
	委員	安達 隆
	委員	高木 和昭
	委員	伊藤 卓美
三種町長	町長	田川 政幸
事務局	総務課長	石井 靖紀
	総務課課長補佐	三浦 保
	総務課行政係長	石井 忍
	総務課行政係主査	相沢 咲希子

会議の記録

午前10時00分 開会

石井総務課長 おはようございます。  
本日は大変お忙しい中、御出席くださりましてありがとうございます。  
私、総務課長の石井と申します。どうかよろしく願いいたします。  
早速ですが、本日配付しております次第に従いまして、委員の皆様へ任命書を  
交付いたします。  
町長より任命書を交付いたしますので、その場で任命書をお受け取りくださる  
ようお願いいたします。

田川町長 牧野三千雄殿。三種町特別職報酬等審議会委員に任命する。令和3年2月8日、  
三種町長田川政幸。よろしく願いいたします。

(委員に任命書交付)

石井総務課長 それでは、ただいまから特別職報酬等審議会を開催いたします。  
開会に当たりまして、町長から御挨拶申し上げます。

田川町長 改めまして、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、三種町特別職報酬等審議会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。

また、委員をお願いするに当たりましては、特別職の報酬等を審議していただく重責の委員であり、常日頃より本町の各分野を代表するお立場の皆様へ御無理を申し上げたにもかかわらず、快くお引受けいただきましたことに重ねて御礼を申し上げます。

さて、当審議会につきましてですが、特別職の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときはあらかじめ審議会の意見を聞くものとされております。特別職の報酬等を審議、答申していただくことにつきましては大変難しいものと感じておりますが、町政に深い関わりをお持ちいただいている委員の皆様から率直な御意見をいただけることを期待申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

石井総務課長

ありがとうございます。

それでは、ここで本日お集まりの委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

住民代表として、牧野三千雄様。（「よろしくお願ひします」の声あり）

同じく宮田ミチ様。（「よろしくお願ひします」の声あり）

同じく三浦基英様。（「よろしくお願ひします」の声あり）

渡部整悦様。（「よろしくお願ひします」の声あり）

成田隆道様。（「よろしくお願ひします」の声あり）

畠山篤美様。（「よろしくお願ひします」の声あり）

公共的団体等の代表として、三種町社会福祉協議会事務局長安達 隆様。（「よろしくお願ひします」の声あり）

三種町商工会事務局長高木和昭様。（「よろしくお願ひします」の声あり）

秋田やまもと農業協同組合企画総務部長伊藤卓美様。（「よろしくお願ひします」の声あり）

以上9名の方々でございます。よろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、本審議会について事務局から御説明申し上げます。

三浦課長補佐

私、総務課長補佐の三浦と申します。よろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

それでは、配付してあります資料1を御覧になってください。

特別職報酬等審議会でございますが、第1条（設置）といたしまして、町長の諮問に応じ議員報酬等の額について審議するため、三種町特別職報酬等審議会を置くということになっております。

続きまして、第2条、町長は、議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとするとしております。

そして、本審議会の委員でございますが、これは第3条で規定してございますが、公共的団体等の代表者、住民のうちから9人をもって組織するというところで、本日は9人の委員の皆様で構成しております。任期につきましては、当該諮問に

係る審議が終了したときは、解任されるものとなっております。

また、第4条（会長）でございますが、審議会に会長を置き委員の互選により定めとなっております。この後、会長の選出をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

石井総務課長 それでは、早速議事に入っていただきたいと思えます。

ふだんの会議では、会長に議事進行をお願いしておりますが、今回は任命後最初の会議でございます。会長が選任されるまでの間は町長に議長をお願いいたします。

田川町長 それでは、事務局から説明がありましたとおり、暫時私のほうで会議の進行を務めさせていただきます。御協力をよろしく願いいたします。

それでは、次第の4、会長の選出について審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

三浦課長補佐 特別職報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、審議会会長の選任を委員の互選により行うとなっております。今回、最初の会議ですので、会長を皆様に選任していただく必要がございます。

条例上、委員の互選によりと規定されておまして、一般的な選任方法としては、推薦や無記名投票など考えられますが、どういった方法で選任していただくかということも含めて御審議をお願いいたします。

田川町長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、条例上、会長の選任につきましては、委員の互選によることとなっております。互選の方法等も含めて御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。どうぞ。

畠山委員 牧野三千雄さんを最適任者として推薦したいと思います。適任者だと思います。

田川町長 ありがとうございます。牧野三千雄委員をとのお声がありますが、皆さんはいかがでしょう。（「異議なし」の声あり）

異議がないようでございますが、牧野委員はお引受け、大丈夫でしょうか。

牧野会長 はい。では、よろしく願いいたします。

田川町長 それでは、会長は牧野三千雄委員をお願いしたいと思います。

会長が選任されましたので、議長職を降りさせていただきます。

牧野会長は会長席へお移りいただきたいと思えます。

石井総務課長 それでは、ここで会長より御挨拶をいただきたいと思えます。よろしく願いします。

牧野会長 おはようございます。

牧野三千雄と言います。推薦という形になってしまいましたけれども、ひとつよろしく願いいたします。

冒頭、町長の御挨拶で大変重責の審議会というお話をいただきましたが、内容的には非常に重いお話になるかなと思えますが、それぞれの組織の代表の方もいらっしゃるし、住民目線で自由闊達に御意見を出していただければと思えますので、よろしく願いして、私の挨拶にしたいと思います。

石井総務課長 ありがとうございます。以後の進行は会長をお願いいたします。

牧野会長 それでは、最初に職務代理者を選出しなければならぬということになっており

ますので、御自分でもあるいは推薦でも結構ですので、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ないようであれば、私のほうから推薦をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声あり）

それでは、先ほど私を指名していただきましたが、逆にというわけではありませんが、畠山篤美委員にお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。（「異議なし」の声あり）

それでは、畠山委員、職務代理者、よろしくお願ひいたします。

石井総務課長 それでは、畠山委員から職務代理者をお願いいたします。

ここで、町長から会長へ諮問書をお渡しいたします。

田川町長 お二方ともよろしくお願ひいたします。

石井総務課長 今回の諮問は町長の給料に関することでございますので、町長はここで退席させていただきます。

田川町長 よろしくお願ひいたします。

（町長 退席）

石井総務課長 それでは、会長、進行をお願いします。

牧野会長 それでは次第により議事を進めさせていただきたいと思いますが、傍聴及び会議録の取扱いについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

三浦課長補佐 審議会の傍聴につきましては、条例に規定はございませんが、委員の率直な発言に重きを置いて非公開とする方法もございます。

また、議事録につきましては後日公開といたしますが、委員の氏名を公表しますと、誰が何を言ったかということが分かってしまうので言いたいことが言えないということも想定されます。よって、発言された委員名はアルファベット表示、例えばA委員、B委員というアルファベット表示をし、発言内容の要旨を記載する方法もございます。傍聴と議事録の取扱いについて御意見を賜りたいと思います。

牧野会長 事務局からいろいろ配慮の提案がありましたけれども、会議は非公開とし、議事録に記載する発言者名はアルファベット表示にすること、それから、発言内容の要旨を記載ということですね。

三浦課長補佐 そうです。

牧野会長 事務局からの説明ありましたが、これに関して御意見ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

皆さん、うなずいていらっしゃるようですので、それでは、この会議は非公開として、議事録への発言者名はアルファベット表示とする。そして、発言内容の要旨を記載するということにしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

傍聴者はいらっしゃらないようですので、いいですね。（「はい」の声あり）

では、ちょっと今資料を配るようです。

(資料配付)

牧野会長 今、審議内容の資料が配られましたが、それでは審議内容に入りますが、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

三浦課長補佐 今回の町長から特別職報酬等審議会への諮問でございますが、まずお配りした資料の1枚目、特別職の給料月額について（諮問）という紙でございます。

三種町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

#### 記

1 町長の給料月額を令和3年4月1日から同年4月30日までの1月間、10分の1減額することについて

2 副町長の給料月額を令和3年4月1日から同年5月31日までの2月間、10分の1減額することについて

（諮問理由）

山本公民館・山本総合支所建築本体工事の入札に関し、三種町指名審査委員会の審議を経ずに資格要件を訂正し、重要な要件変更であるにもかかわらず事務を継続した結果、入札に対する疑念と不信感を与えたことに対する執行者としての責任を認識し明らかにするものである。

こちらが諮問内容となっております。

お配りしております資料2のほうを御覧ください。

資料2の1枚目です。

第1 諮問事項の概要です。

諮問事項の概要につきましては、今読み上げました諮問書の内容となっております。中ほど、4行目です。給料の減額に関する減額率及び期間は、町長の給料月額を75万5,000円の10分の1に当たる7万5,500円減額し、67万9,500円とし、期間は1月とする。また、副町長の給料月額を56万円の10分の1に当たる5万6,000円減額し、50万4,000円とし、期間を2月とするものです。

第2 経緯。

この諮問に当たった経緯でございます。

当該工事、山本公民館・山本総合支所建築工事でございますが、三種町教育委員会事務局が所掌し、指名競争入札により入札会を実施するため、平成30年1月21日、三種町指名審査委員会（委員長副町長 檜森定勝）（以下「審査会」という。）、別紙資料3でございますが、に対して指名業者の選定を依頼いたしました。

当依頼を受けた審査会は、業者等の選定を審議するため平成31年1月11日に会議を開催し、次のとおり決定し、同日、町長の決裁を受けました。

決定内容はこの四角で囲んであるところでございまして、建設規模が大きいため、共同企業体で工事を実施する旨、それから（1）、（2）、（3）、これは共同企業体の資格要件を（1）から（3）まで定めて指名審査委員会で決定したもので

ございます。

次、2ページ目を御覧ください。

2 審査会の決定を受けた教育委員会は、決定内容のとおり入札を行う旨、平成31年1月15日に入札公告を行い、関係企業へ通知いたしました。

3 平成31年1月21日、審査会委員長である副町長より公告内容を訂正するよう指示を受けた教育委員会は入札公告を訂正し、関係企業へ通知いたしました。

主な訂正内容は次のとおりであるということでございまして、訂正した箇所でございますが、1ページ目にあります(2)のところですが、2ページ目にアンダーラインをつけておりますけれども、当初は(2)のところでございますが、住所要件はございませんでしたが、訂正のところで、企業の要件に、「かつ能代市山本郡に主たる営業所を有する者」ということを付け加えた公告の内容の訂正でございます。これは共同企業体の代表者の要件変更でございます。

続いて説明いたします。

4 訂正内容により平成31年2月25日に入札会を執行、同年3月15日、三種町議会において契約締結案を議決、3月18日に工事請負契約を締結、令和2年1月31日の完成に至っております。

第3 事務執行の問題でございます。

公告内容変更の指示です。

審査会委員長である副町長が公告内容の訂正を指示いたしましたが、この指示は三種町建設工事入札制度実施要綱第15条第3項において準用する第13条に規定する手続(審議)を経ずに行われたものでございます。

ここで資料3のほうを御覧になってください。

資料3、めくっていただきまして、2ページ目でございます。アンダーラインを引いている一番下のところですが、指名審査委員会第15条です。

指名業者の選定等について審議するため、三種町建設業者指名審査委員会(以下「指名審査委員会」という。)を置くものとする。

指名審査委員会は、次の事項を審議するものとなっております。

- (1) 指名競争入札に参加させる者の選定
- (2) その他町工事の執行について必要と認める事項
- (3) 指名停止に関する事項

3項です。指名審査委員会は、第10条の資格審査委員会の委員をもって充て、第11条から第13条までの規定を準用するとなっております。

1枚目に戻っていただきまして、資格審査委員会の組織、第11条でございますが、資格審査委員会は、委員長1人及び委員5人をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、税務課長、農林課長、上下水道課長及び建設課長をもって充てるとなっております。

続きまして、第13条です。資格審査委員会の会議。審査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 資格審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 資格審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるということでございます。

先ほど、第3のところでお申しましたとおり、副町長が公告内容の訂正を指示しておりますが、この実施要綱によると、あくまで委員5人をもって審査会は開かなければならないということになっておりますが、この審査会を開かずに、審査委員長である副町長の独断の指示により、公告内容の変更をしたという、まずこれが1点目の諮問に至った事実となります。

続きまして、資料2に戻ります。

資料2の3ページ、2公告内容の変更でございます。

一般的なことでございますが、公告内容を変更し、あるいは当該公告を取り消すことについては、これを排除する法的根拠もないので自由になし得るものと解され、公告内容の変更がその重要部分を変更する等競争参加者の利害に影響するものであるときは、公告内容を変更することが必要な場合もあるとされているということです。

こちらですが、お配りした資料4のほうを御覧ください。

こちらは、出典が「地方公共団体契約実務ハンドブック」というところに書かれているものでございます。

入札の公告の変更又は取消しということでQ&Aが出ておりましたので、そちらの資料を今回お配りいたしました。

まず問いです。一般競争の新聞公告をした後、その内容を変更し、又は取り消すことは可能か。

A. 答え、地方公共団体が行う競争入札の公告は、従来「契約の申込み」であるとするのが通説となっていたために、入札の公告の内容を変更し、あるいは当該公告を取り消すことは「契約の申込み」の変更又は取消しという法律効果を生ぜしめることとなるので、民法第521条の規定等からみてそれが可能かどうかについて問題があったところである。

現行法は、「公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない」と規定し、公告の法的性格を「契約の申込み」から「契約の申込みの誘引」に変更していることから、公告内容を変更し、あるいは当該公告を取り消すことについては、これを排除する法的根拠もないので自由になしうるものと解される。公告内容の変更がその重要部分を変更する等競争参加者の利害に影響するものであるときは、公告内容を変更することが必要な場合もあろうという一般的な契約実務のハンドブックとなります。

一般論としては、公告内容の変更、取消しは許されるものという実務提要になっております。

これを踏まえまして、資料2のほうにまたお戻りになってください。

先ほど、資料2の3ページ、公告内容の変更の中ほどです。読み上げます。

しかしながら、利害に影響する変更が許される場合もあるとされている一方、

今回の変更は、公告内容の基準を狭めるものであり、結果として一部業者の入札機会が制限されることとなってしまったものでございます。変更に当たっては、慎重を期すべき事案であったものです。また、県へ照会、これは建設課の職員が県に照会しました。「変更できる事案を具体的に明示した基準等はないものの、機会を制限するような変更は行うべきではないであろう」との回答を県からはいただいております。

以上、これらの実情を踏まえまして、諮問に至った理由でございます。

1 指名審査委員会での審議を経ずに公告内容を変更したこと。

2 機会の制限に当たる公告変更を行い、入札に対する疑念と不信感を与えたこと。

以上の理由によりその責任を認識し明らかにするため、諮問するものでございます。

以上が事実関係でございます。

なお、もう一つ、資料ちよっと多くて申し訳ございませんが、資料5を御覧になってください。

今回、町長が10分の1、1か月、副町長が10分の1、2か月の減額の諮問をされております。

審議するに当たって、参考例として、資料5、特別職給料減額等の事例でございます。

私からは以上でございます。

牧野会長 はい。最初にどの資料でも結構ですので、気になるところ、質問したいところがあったら最初に受けたいと思いますので、お願いいたします。どうぞ。

A 委員 何で今の時期なのかなというのがちょっと私にはあまりよく理解できなかった。要は、議会のほうで承認して、契約して、完成した後何でこういう話が出たかと。議会承認されて契約しているんだから、今さら処罰を与えるというのは何かおかしいのではないかとというふうに、私は個人的にはそう思っております。

以上です。

牧野会長 意見を出していただきましたが、関連してでも結構ですので、質問をまだ受けたいと思います。どうぞ、ありましたら。

B 委員 代表者の要件を途中で変更したことによって、想定ですけれども、それによって制約を受けた業者さんというのはどのぐらいいると思われていますか。

三浦課長補佐 当初の要件ですが、まず指名願の出ている該当業者全てで9者でございました。9者に対象になりますよということで御案内を差し上げまして、この要件変更によって参加できなくなった業者が2者でございます。能代山本郡に本店がなくて、親会社になれないとなってしまった業者が2者ということでございます。

石井総務課長 親会社にはなれないけれども、子会社にはなれる要件があったので、全く組みなかったという業者はないです。親会社の要件が狭められたという形になっております。

牧野会長 ほかに御質問ありませんか。

B 委員 2者はある程度クレーム出たんですか、それはないよという、実際問題。

石井総務課長 審査会その後の直接、苦情とかは入っていないです。

牧野会長 そういったいきさつのようなのです。ほかに資料全体に関して質問、確認でも。

C 委員 今のお話、質問とかに関連しますけれども、やはり、何の場合であっても、組織の成り立ちというのはそれぞれの責任があるわけですので、そういったものを再発防止という観点で捉えれば、やはり、機能していかなければいけないものだと思います。資格審査委員会の責任を明確にするとか、きちんと機能しなければいけないものだなということを感じております。これはどんな場合も通用することだと思いますので、その辺を皆さんが十分に肝に銘じながら、今回のことをやはりこういう形で決着をするということに持っていかなければ、また同じようなことが繰り返されないとも限らないと思います。

牧野会長 意見が出てきましたので、審議をしながら、質問、意見含めて進めていきたいと思っております。

審議の要点は、諮問内容の記述に照らして給料を減額することが妥当かと。それから、2つ目として、減額率、それから減額する期間は妥当か。町長と副町長の責任割合も含めてということですか。

それから3つ目が、付帯意見をつけるかどうか。付帯意見はまた後ほどにしたいと思いますが、審議の要点も含めていろいろあると思うので、妥当かどうかも含め、また、疑問なところもあつたら意見として出していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。どうぞ。

A 委員 議会で承認しておきながら、あと完成して引き取ってからおかしいよというのでも何か変な気もします。

牧野会長 何か変だということは、減額は必要ないということですか。

A 委員 逆に今の体制のままだと、逆にこういうことってまたあるかもしれないので、チェック機能みたいものを作ったほうがいいと思います。

牧野会長 減額とかそういうのをしないで、むしろ再発を防ぐような取組みをしたほうがいいとの御意見があります。

ほかにございませんか。質問も含めて結構ですので。

D 委員 変更するときは、例えば税務課長とか総務課長いますけれども、そういう合議制の進め方ではなく、副町長単独でもう変更したんだというような流れの事務だったんですか。

石井総務課長 1回目の共同事業体のときは、審査会で業者を選びました。その後、副町長が途中で気づき、要件を1つ入れるのを忘れたということで、教育委員会へ指示したところでございます。その後の審査会で変更したという報告だけだったので、委員が要件変更する協議の会は開かれていないということですか。事後報告になってしまったという形になっております。（「なるほど、そういうことだったんだ」の声あり）

A 委員 要件を変えるために、持ち回りは行わなかったのですか。

三浦課長補佐 その点については、要件にしないと、入札がもう執行されてしまうということとで判断されたようでございます。

牧野会長 ほかにございませんか。

E 委員 過去の資料5に照らして見ても、妥当なのかなというふうには私は感じており  
ました。ただ、前例がない、管理監督責任でないというところをどう考えるかな  
とは思います。

牧野会長 職員のミスではないということですが、F委員はどうですか。

F 委員 うちの職場でもこういった事例はないですね。

それこそ職員の管理監督ではないので、この内容が妥当かすごく迷います。全  
然違う基準で考えなきゃいけないのかなという気はします。

あと教えてもらいたいのは、そもそもこの共同企業体の代表者になぜ追加しな  
ければいけなかったのかと、もう一つ、資格審査委員の中には外部の人は入れち  
ゃいけないのかというのを、教えていただけないかなと思うんですけれども。

石井総務課長 要件を追加したことにつきましては、副町長はやはり大きな工事で地元に着  
した建物を造るということで、むしろ山本管内で連絡のつきやすい、またいろい  
ろ税金等も納めている、町内でも優先したいという考えのようです。

三浦課長補佐 審査会はあくまでこれは役場の内部組織でして、通常は外部の方に入ってもら  
うというような性質ではございません。町で発注する工事についても指名審査委  
員会にかけて、このクラスだと例えばB級、このクラスだとC級だということで  
決定してまいりますので、あくまで内部の組織ということです。

牧野会長 G委員、どうですか。

G 委員 資格審査委員会というのは、総務課で所管しているというか、取りまとめている  
んですか。

石井総務課長 所管は建設課になります。

G 委員 建設課。それで、変更を指示したのは教育委員会で指示している。

三浦課長補佐 事務の流れとしましては、例えば教育委員会とか農林課とか、担当課が工事の  
設計書を作ります。設計書ができた段階で、こういう内容で工事をしたいので、  
業者の選定をお願いしますということで指名審査委員会を所管する建設課に依頼  
します。今回の担当課が教育委員会であったということでございます。

G 委員 その流れが変更の場合も同じように流れるような仕組みにする。処分よりも  
そちらのほうを優先したほうがいいんじゃないかと思えます。

牧野会長 むしろ減額とかよりも、入札の流れを検討したほうがいいのか、そういう御意  
見ですね。

G 委員 はい。

牧野会長 御意見、まだあったら出していただきたいんですが。

H 委員 最初、教育委員会が入札公告を訂正しているんですけれども、教育委員会自体  
の責任というのはないのか。

あともう一つ、恐らくこれは副町長、能代市山本郡に主たる営業所を有する者  
に変更ということは、できるだけ地元業者をお願いしたいという意味合いもあつ  
たかと思えますけれども、一概に責任あるかといったら、ちょっと首を傾げるよ  
うなところもありますけれども、ただ、疑念を招いたとなれば、やっぱりそれな  
りの減給はやむなしかもしれませんね。

牧野会長 つまり、両方。減給してもいいし、あるいはしなくてもいいかなという。

H 委員 難しいですね。

牧野会長 難しい。どうぞ。

B 委員 個人的な心情は、別に副町長に他意があったわけではないし、何かやましい恣意的なものがあったわけでもないし、よかれと思ってここまで来てしまったし、議会も通ってしまったということで、ここでもうする必要はないんじゃないかと思いますが、やはり、今後のことを考えると、審議会の存在、それから、やはり仕組み、それからチェック機能ということも考えると、まず最低限の減給はやむなしと思います。これを通してしまった議会もこの結論をもう一度考えてほしい。このままスルーするんじゃなくて、こういうことが起こるので、きちんと今後を考えてほしいという意味合いも含めると、今回は10分の1、最低限の減給やむなしじゃないかなと思います。

しないという選択もあるんですけども、それでは今後に対して示しがつかないところがあるのかなという気がします。

牧野会長 A委員、どうですか。今、けじめつけるためにという意味合いで。

A 委員 議会のほうでもそれをよしとして議決しているわけです。それで、契約して、物が出来上がってから、あれこれ言うのはおかしい気がします。確かに副町長が取ったことというのは、本来、絶対あるべきことではないので、皆さんが最低限の処分がやむを得ないとの結論に至ればそれはそれでいいと思います。

D 委員 内容はどうであれ、減額はやむを得ないのかなと。期間とかは別にして。

牧野会長 それでは、皆さんの御意見としては、責任の所在や、入札の方法等をしっかりやっていくためには、ある程度の減額はやむを得ないのでないかという御意見。それからまた、議会の承認も経て建物もできているのに、なに今さらという御意見もあるのですが、今、D委員おっしゃったように、何らかの責任の取り方は必要だという御意見がありました。

付帯意見のほうに今後の事務執行に関して、もっと慎重にとか、付帯事項のほうに出したらどうかと思います。そして、まず町長と副町長の給料を減額することは妥当だということにしたいと思いますが、いかがですか。

それから2つ目、減額率と期間に関して、町長は1月。それから、副町長は2月。答申されているのは、期間は10分の1ということで、おおむね妥当ということで解釈しているのですが、いかがですか。どうぞ。

H 委員 副町長は当事者ですので、それでやむを得ないかと思います。

牧野会長 H委員のほうからは諮問どおりという意見ですが。ほかの委員の皆さん、いかがですか。

D 委員 こういうの、この10分の1というのは、基準はあるんですか。

石井総務課長 その重さで月数を延ばしたり、減額率を高めたりという処分になっていて、これに関しての基準はないと思います。

牧野会長 はい。

B 委員 今回、例えば何もなしという結論になると、次回以降、これありだということになりますよね。それをやったらあまりよくないんじゃないかなと思うんですね。あのとき何もお答めなかったからいいんだと。それはやっぱり避けてもらいたい



## 1 はじめに

三種町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和3年2月8日、三種町長から審議会条例第2条の規定に基づき、特別職の給料月額及びその実施期間について諮問を受けた。

この諮問を受け、同日審議会を開催した。

審議会において意見交換を行った結果、全員一致の結論を得て、答申を取りまとめたものである。

## 2 会議の運営等について

委員は、公平中立の立場を貫き、町民の代弁者として広い視野に立ち、自由な発言により諮問内容を審議し、委員会の意見は、会長名をもって、書面で行うものとした。

## 3 審議結果について

町長、副町長の給料月額について。

町長及び副町長の給料月額の検討に当たっては、慎重に審議を重ねた。

町長の給料月額については、町長の責任認識を尊重し、諮問のとおり、給料月額を75万5,000円から10分の1減額し67万9,500円、副町長の給料月額についても56万円から10分の1減額し50万4,000円とする。なお、実施期間についても諮問のとおり、町長については令和3年4月1日から同年4月30日までの1月とし、副町長については令和3年4月1日から同年5月31日までの2月とする結論に至った。

## 4 付帯意見

今後は住民の不信感払拭と信頼回復に努め、十分な注意を払い、慎重かつ適正な事務執行に努めていただきたい。

## 5 おわりに

本答申については、審議会において慎重に審議し、全会一致の意見によるものであり、答申内容については十分尊重されたい。

令和3年2月8日

三種町特別職報酬等審議会

以下委員の名前となっております。

牧野会長

ありがとうございました。

今、答申の内容を読み上げていただきましたが、皆さんから御意見いただければと思います。

このような内容でよろしいですか。（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、本日の報酬委員会の審議会、これで終了いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時24分 閉会

会議録確定 令和3年3月17日

三種町特別職報酬等審議会

会 長